

第 6 回作業員アンケート結果を踏まえた就労形態等の 実態調査結果について

2016年 9月 7日
東京電力ホールディングス株式会社

- 当社では、廃炉作業に取り組む作業員の方々が、安心して働きやすい職場を作るために、作業員の方々を対象として、労働環境に関わるアンケート調査を2011年度より継続して実施しております。

<参考>

第5回アンケート 2014年8月～ 9月実施 配布数6,567部 回収数4,587部 回収率69.8%

第6回アンケート 2015年8月～10月実施 配布数7,558部 回収数6,527部 回収率86.4%

- 頂いたご意見を考慮し、構内の線量低減や休憩所／食堂／駐車場等の整備、労働関係法令に関する講習会を実施してきたところ、これまでのアンケート結果の推移は改善傾向にあります。
- しかしながら、昨年度実施した第6回アンケート結果(2015年11月に公表済)において、不適切な就労形態等を疑わせる回答が複数ありました。
- これらの回答の内、元請企業名および雇用企業名を確認することができ、追加の調査が可能であった回答に対して、元請各社を通じて、実態調査を実施しました。今般、以下2点に関わる実態調査の結果がまとまったことから、ご報告致します。

1. 労働条件に関わる事項

2. 割増賃金の支払いに関わる事項

■ 「労働条件の書面による通知」に関するアンケート結果

労働条件に関して「説明がなかった」または、「口頭で説明を受けた」と回答された方の割合が、第5回と第6回のアンケート結果を比較すると、15.9%(727件)→6.6%(427件)と改善。

<補足> 労働基準法第15条で、主たる労働条件の通知は書面による交付を行わなければならないと定められている。

■ 「労働条件通知書通りの賃金支払い」に関するアンケート結果

「労働条件通知書通りの金額が支払われていない」という回答された方の割合も、2.7%(108件)→1.4%(82件)に改善。

■ 「就労形態」に関するアンケート結果

「作業指示する会社と賃金を払っている会社が違う」という回答された方の割合も、28.3%(759件)→14.2%(465件)と改善。

※本質問は、職種を「作業員」と回答された方(第5回:2,684名、第6回:3,268名)に対して実施。

■ 「管理対象区域滞在10時間超え」に関するアンケート結果

「線量計をつけた1日の作業時間は10時間を超えている」と回答された方の割合も、0.6%(27件)→0.2%(16件)と改善。

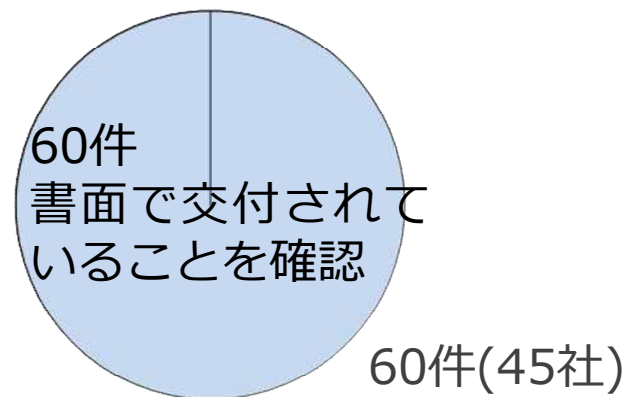
※上記パーセンテージの算出は、各問の回答数を分母としている。

■ 実態調査の対象

- アンケートで「労働条件についての説明はなかった or 口頭で説明を受けた」と回答された方の割合である6.6%(427件)のうち、元請/雇用企業名を確認することができた60件について、元請企業を通じて実態調査を実施。

■ 実態調査結果について

労働条件の説明

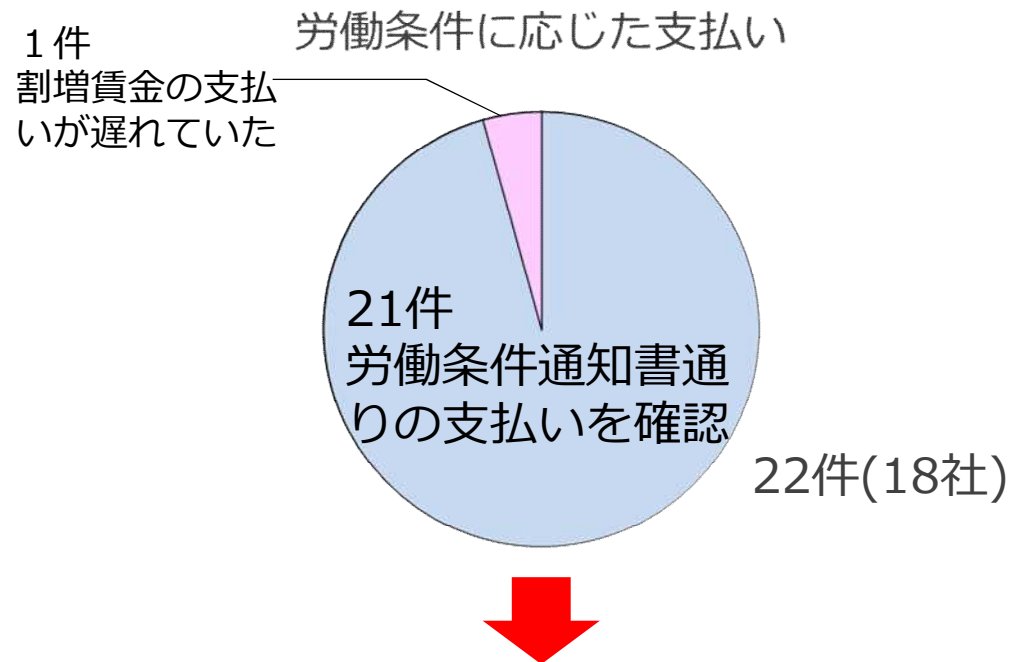


- 60件全てにおいて、労働条件通知書に本人署名をした後、写しを交付していることを確認。通知書の写しを紛失した方々に対し、労働条件の再説明や通知書の再交付を実施。

■ 実態調査の対象

- アンケートで「説明を受けた通りの金額が支払われていない」と回答された方の割合である1.4%（82件）のうち、元請/雇用企業名を確認することができた22件について、元請企業を通じて実態調査を実施。

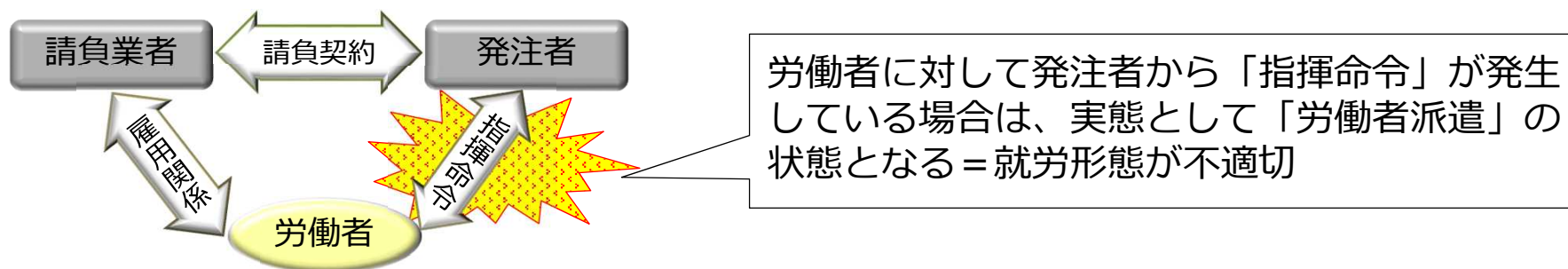
■ 実態調査結果



- 21件については、通知書通りの支払いがなされていることを確認。雇用関係書類や給与明細の確認不足が誤回答の主な要因と推察される。
- 1件については、割増賃金の支払いが遅れていたが、その後説明を行い、賃金の支払いが行われていることを確認。

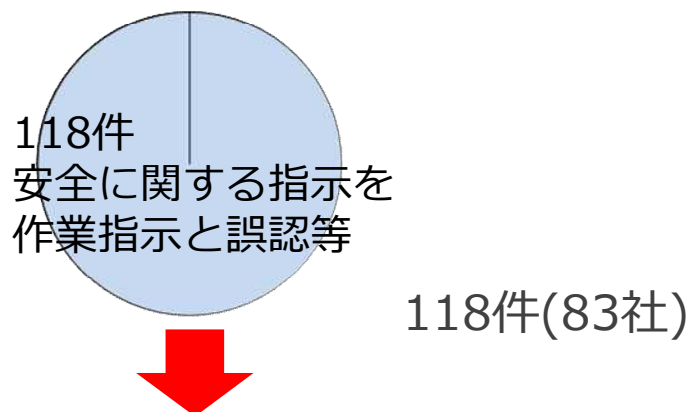
■ 実態調査の対象について

- アンケートで「作業指示する会社と賃金を払っている会社が違う」と回答された方の割合である14.2%(465件)のうち、元請/雇用企業名を確認することができた118件について、元請企業を通じて実態調査を実施。



■ 実態調査結果について

不適切な就労形態の疑い



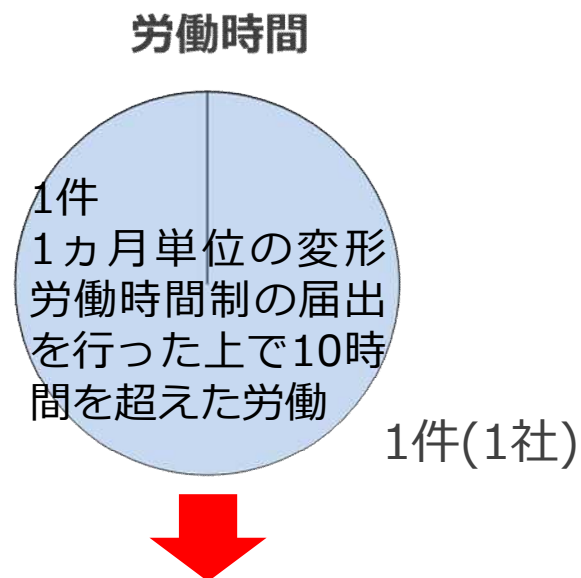
- 118件全てにおいて、就労形態が適切であることを確認。
- 安全指示を作業指示と誤認したことや、建設業以外の管理業務（安全管理、線量管理、計器測定等）に従事する派遣労働者が建設作業員であると誤認したことが、誤回答の要因と推察される。

■ 実態調査の対象

- 「線量計をつけた1日の作業時間が10時間を超えている」と回答された割合である0.2%(16件)のうち、元請/雇用企業名を確認することができた1件について、元請企業を通じて実態調査を実施。

<補足> 労働基準法第36条及び同施行規則第18条により、放射線管理区域内での労働時間は原則10時間以内と定められている。

■ 実態調査結果



- 労働基準監督署殿に1ヶ月単位の変形労働時間制の届出を行っており、問題のないことを確認。

2-1. 「賃金割増に関する説明及びその支払」に関するアンケート結果(概要) 7

■ 「賃金割増の説明」に関するアンケート結果

「賃金割増や新規手当てについて説明を受けていない」と回答された方の割合が、第5回と第6回のアンケートを比較すると、14.7%(676件)→7.1%(465件)に改善。

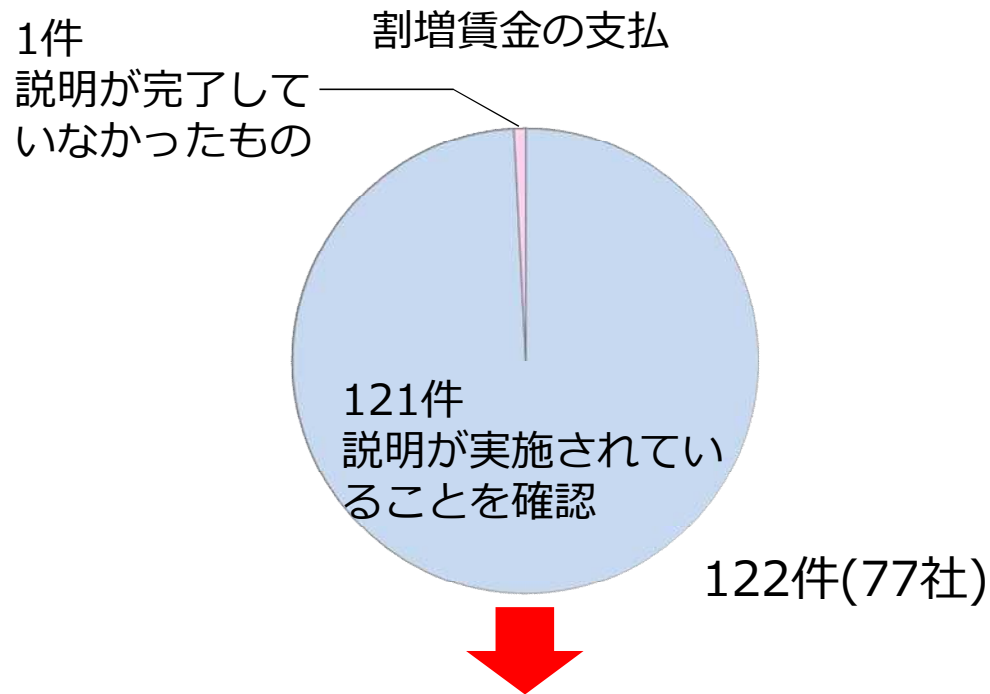
■ 「賃金割増分の支払い」に関するアンケート結果

「賃金割増の説明」に関する質問に対して、「説明を受けた」と回答された方のうち、賃金割増分の支払いについて「説明通りに割増されていない」と回答された方の割合が、1.9%(47件)→1.0%(52件)に改善。

■ 実態調査の対象

- アンケートで「割増賃金や新規手当について説明を受けていない」と回答された方の割合である7.1%（465件）のうち、元請/雇用企業名を確認することができた122件について、元請企業を通じて実態調査を実施。

■ 実態調査結果

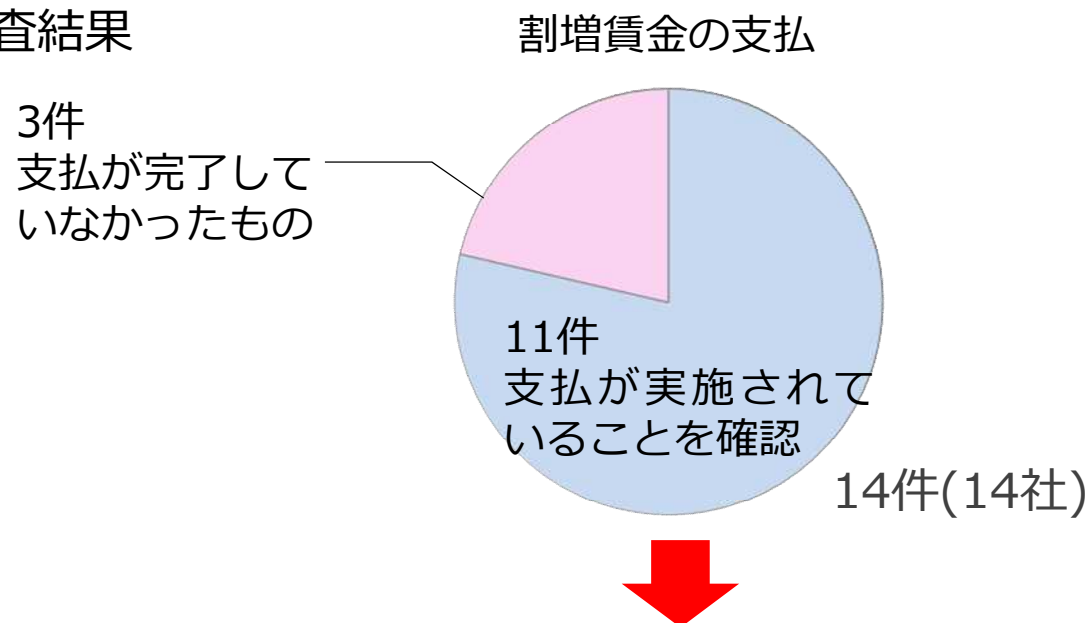


- 121件については、説明が実施されていることを確認。賃金割増に関する企業側の説明が不足していたことや、作業員の理解が不足していたことが、誤回答の主要因と推察される。
- 1件については、説明が実施されていなかったが、その後説明が実施されたことを確認。

■ 実態調査の対象について

- アンケートで「割増される時期を過ぎても説明通りの割増がない」と回答された方の割合である1.0%（52件）のうち、元請/雇用企業名を確認することができた14件に対して実態調査を実施。

■ 実態調査結果



- 11件については、支払が実施されていることを確認。雇用契約時に通知された割増分を含んだ賃金に、さらに上乘せされた賃金が支払われると誤認したことや、勤務日数を誤認したことが、誤回答の主な要因と推察される。
- 3件については、精算の遅れや、賃金の計算ミス、支払開始時期の未周知があったことを確認。その後、適切に支払われていることを確認。

※当社としても「設計上の労務費割増分の増額に関する実効性確認」として、下請企業まで適切に賃金が支払われているかの確認を、2014年6月より継続して実施中。

- 今回実施した実態調査について、福島労働局殿へ報告。
- 元請企業名及び雇用企業名が確認できず、実態調査が行えない回答については、発注者でこれ以上の実態把握は難しいため、労働条件の適正化に関する周知・理解活動が有効であるのご意見頂いた。
- 引き続き、福島労働局殿と連携し、就労形態の適正化に取り組んでいく。

- 適切な労働条件の確保に向けて、講習会等を通じた周知・理解活動をより一層推進する。
- 定期的にアンケートを実施することで、作業員の方々の意見・要望をお聞きするとともに、自由に意見を発信して頂けるよう、労働条件や健康管理等に関わる相談窓口やエコーボックスも引き続き設置し、職場環境の改善に努めていく。
- 引き続き、監督官庁のご指導を頂きながら、適正な労働条件の確保に努めていくとともに、作業員の方々の不安払拭や、やりがいを感じて頂ける職場作りに努めていく。

- 労働関係法令に関する講習会の継続実施
 - 福島労働局殿から講師をお招きし、請負・委託・派遣の違い等を含めた就労形態に関する内容や、労働関係法令のポイントについて講習会を継続して実施。
 - 2016年度の講習会の日程は、現在調整中。

2015年度の講習会開催実績

	開催回数	参加者数	参加企業数
2015年8月	2回	203人	140社
2016年2月	2回	240人	189社



講習会の様子(@Jヴィレッジ)

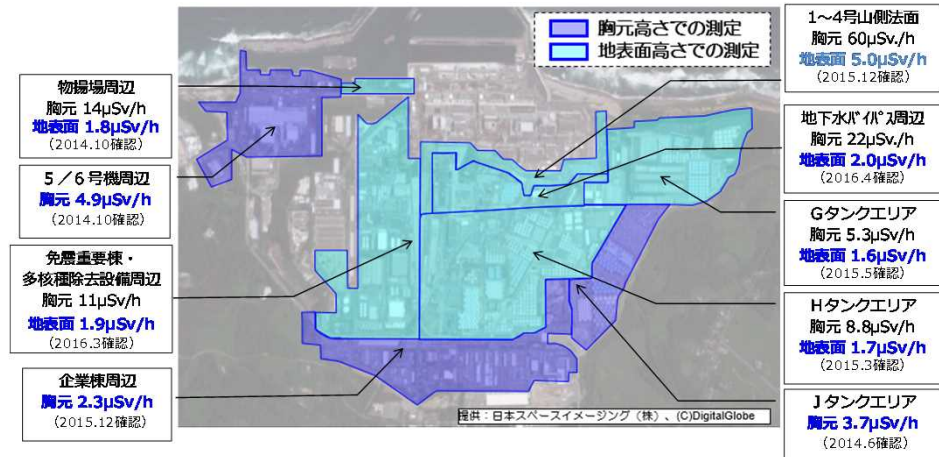
<放射線防護装備の適正化>

- 作業を安全・効率的に進めること、汚染を広げないことを目的に、2016年3月より管理対象区域を汚染状態に応じて3つの区域に区分



<敷地内線量の低減>

- 2016年3月末までに敷地内線量を5 μ Sv/hとすることを目標とし、伐採、表土除去、天地返し、遮へいによる線量低減を実施
- 2016年3月時点で目標線量率5[μ Sv/h]を確認したエリアを下图に示す



<線量率モニタの増設>

- 2016年1月より構内で働く作業員の方々が、作業現場で線量率を確認することができるよう線量率モニタを66台追加設置 (合計86台)
- 現場に出発する前でも作業場所の線量率を確認可能とするよう免震棟及び入退域管理棟に大型ディスプレイを設置



線量率モニタ配置図

<構内外休憩所の設置>

至近の休憩所運用開始実績

運用開始時期	休憩所名称	人数	場所
2015/10	事務本館2階北側休憩所	約220人	1F構内 (管理対象区域内)
2015/11	企業センターA棟休憩所	約460人	
2016/7(予定) 2016/9(予定)	構外仮設休憩所 C,D棟	C棟 約500人 D棟 約500人	1F構外 (管理対象区域外)

<コンビニエンスストアの開店>

店舗概要

- 開店日 2016年3月
- 店舗名 ローソン東電福島大型休憩所店
- 場 所 大型休憩所2階(食堂隣り)
- 営業時間 6:00~19:00(日曜日休み)
- 決 済 現金および電子マネー
(クレジットカードは除く)
- 商品数 約1,000点
- 面 積 約60㎡
- 利用者 発電所に入構できる方

<大型休憩所へのシャワー設備の設置>

- 大型休憩所の3階に個室型のシャワー設備を計30室設置
- 2016年4月より運用開始



シャワー室

これまでのアンケートの実績

回数	配布数	回収数	回収率	実施期間
第1回	約3,000部	995部	—	2011年10月
第2回	2,424部	1,913部	78.9%	2012年5月
就労実態	3,974部	3,186部	80.2%	2012年9月～10月
第3回	3,951部	3,198部	80.9%	2013年2月～3月
第4回	3,918部	3,304部	84.3%	2013年10月～11月
第5回	6,567部	4,587部	69.8%	2014年8月～9月
第6回	7,558部	6,527部	86.4%	2015年8月～10月